

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	対象地域の村人が、地域の森林を中心とした自然資源の持続的な利用と地域の現状に即した農業・グループ活動を軸に食料を確保し、安定的な生活を営める

(2) 事業の必要性(背景)	<p>(ア) 経済成長の一方で困難になる村人の食料確保</p> <p>国民の8割前後が農村部に住むとされるラオスだが、貧困層の大半もまた農村部に暮らしている。国全体では自給を達成したとされる米生産だが、単位あたりの収量には向上の余地がある。また、近年の不安定な気候もあり、雨季の天水を利用した稲作を行う地域では自給できていない世帯も多い。さらに、稲作以外の作物の栽培や家畜飼育の支援は、村人の生計手段を多様化し、凶作や病気といった際のリスクの低減にもつながる。農業と並んで村人の食料確保に大きな役割を果たしてきたのは、茸、筍、小動物類といった森林からの自然資源である。しかし、産業植林等の大規模開発は、本来は村人との十分な交渉を経て荒廃した土地等で行われることとされているものの、土地利用計画が事前に行われていないため、本来荒廃林とされるべきでない村人に生活の糧を供給する生態系豊かな森や、水源を保全する森を伐採して行うといった土地収用問題と環境破壊・森林減少を度々引き起こしている。その結果、自然資源そのものに加え放牧地や将来の農地を失うなど、村人の食料確保は不安定なものになっている。ラオス政府もこれを問題視し、環境や村の暮らしと調和の取れた成長に取り組んでいる。</p> <p>この様な状況下における村人の安定的な食料確保には、農業生産向上、グループ活動によるリスク緩和、住民主体の土地森林保全による自然資源確保といった包括的な取り組みが必要とされている。また、対象地では衛生的な水へのアクセスが不十分であり、確保した食料から得た栄養の喪失につながっているため、水支援も行う。</p> <p>(イ) サワナケート県の状況とこれまで JVC ラオスの取り組み</p> <p>サワナケート県の貧困者比率は43.1%と全国平均33.5%よりも高く、¹ピン郡、アサポン郡ともに大多数の世帯が天水雨季稲作を行っており、米不足の村が多い。また、南北を走る国道13号線と、タイ～ベトナムを東西に結ぶ国道9号線が交わる同県は、海外企業の進出が盛んであり、両郡においても、タイ、ベトナム、インドなどの企業が土地を収用してゴムやユーカリなどを栽培し、しばしば村人と軋轢を起こしている。</p> <p>JVC ラオスは2008年より同県で包括的な生計改善事業を行い、ラオス政府と協働して、SRI(後述)、村人への法律研修など、同国でも新しい取り組みも行い、モデル的農家、村の育成などの成果を得るとともに、同県の状況に応じた包括的食料確保支援の方法・体制を整えた。本事業では、これを基盤に活動対象地を拡大する。ラオス行政とは事業拡大の覚書を締結済みであり、これまでに構築した協働関係を土台に、13村で農業活動と森林活動を行い、さらに以前に農業活動を行った17村で森林活動を行う。1年目に7村の新規村で</p>
----------------	--

¹ Committee for Planning and Investment National Statistics Center and World Bank (2004) "Lao PDR PovertyTrend 199293-2002/3"

	<p>の活動に着手し、農業 7 村、森林 24 村（既存 17+新規 7）、2 年目に 6 村の新規村での活動に着手し、農業 13 村（7+6）、森林 30 村（既存 17+7+6）での実施とし、3 年目は当初よりそれら全 30 村での活動となる。自己資金で既存 17 村での農業活動も実施するため、前提ではそれら全 30 村で農業・森林両方の活動を行うこととなる。村の規模にはバラつきがあるが、70 家族 400 人前後を平均として見込んでおり、30 村では 2,100 世帯 12,000 人程度を見込んでいる。</p>
<p>(3) 事業内容</p>	<p>(ア)「主体的な食料確保の取り組みを実現する農業農村開発活動」</p> <p>(ア-①) 稲作技術改善 現在ラオスでは種を撒いて 30 日以上経った苗を 8 本などまとめて、さらに密集して田植えしている。ラオス農林省も推奨している、30 日より若い苗を 1 本（あるいは 2~3 本）ずつさらに間隔を空けて植えることで、種米を節約しつつ苗の成長力を活用して収量を向上させる SRI (System of Rice Intensification: 幼苗一本植え) 農法も含めた疎植技術や、丈夫な種米の選別技術等の稲作技術研修を行う。村人のやりやすい形での実践を受容し、先行実践者の訪問、実践者同士の交流を行いながら、農民同士の学び合いを軸に普及を図る。過去の活動での先行実践者を活用しながら、1 年目に 7 村、2 年目に残る 6 村と 13 村全村で紹介と研修を行い、3 年目には、実例に基づいて実践しやすい稲作技術改善を紹介する小冊子を作成する。希望者は全て研修に参加できることとする。</p> <p>(ア-②) ラタン（籐）植栽 若布のときは食用となり、成長後は販売用にもなるラタン（籐）の、非常に短期間で発芽しまた発芽率もよい発芽・植栽方法を普及させる。これまでの活動で、個々の実践者レベルで苗の段階での小規模販売が実現していることから、JVC としても市場情報も収集し提供していく。土地、労働力等の点から最貧困層にも参加し易い活動と思われ、篤農家を中心とする植栽グループを結成して、最貧困層への普及に注力する。適性（ラタン栽培のための環境など）を鑑みながら、13 村のうち 1 年目、2 年目各 4 村程度計 8 村程度で研修を実施する。希望者は全て研修に参加できることとする。当初は JVC スタッフや外部講師が研修を行うが、村人から村人が学べるよう、3 年目までにモデル的農家育成を目指す。</p> <p>(ア-③) 米銀行設置 天水頼りの農業を行う対象地域では、凶作の際 50%や 100%といった高利で村外から米を借りる、家畜や林産物売って米を買うなどの方法で米を得ている。このため、村内で低利で米を貸し出す米銀行の活動を支援する。JVC ラオスによる支援と村人による拠出を原資米とし、これを 10~15%といった低利（利子は現物=米）で貸し出し、また利子が村内に留まり村の試算となるのが米銀行の特徴である。米倉は村人自身が建設し、管理運営は米銀行委員会が行う。JVC ラオスは会計を含めた運営管理の研修を行い、原資の米を支援する。また、これまでの活動での先行実践村の米銀行委員会を訪ねる／招くなどの形で学びを共有し、それらを参考に村全体で規則を定め、貸出／返却後は、やはり村全体で総括と規則の見直しを行う。設置村では原則全世帯の参加とし、設置の必要性の高さと適性（村人のまとまりなど）を鑑みながら、13 村のうち 1 年目と 2 年目でそれぞれ 3 村程度計 6 村で設置し、3 年目はフォローアップを行いながら、これまでの学びを総括した小冊子を作成する。</p>

(ア一④) 家畜銀行設置

水牛、牛といった大型家畜は資産価値が高く、病気や葬式による借金等の不安定な状態に陥ることを防ぐ。このため、大型家畜を持たない家族に家畜を貸し出し、子どもを産んだらまた親を別の家族に貸し出す、家畜銀行の活動を支援する。実施に当たっては、放牧地などの土地条件などから適切な村を選び、また労働力などの条件から適切な貸付対象家族を選定する。貸付を受ける家族は、乾季には伝統的に行われている放牧も行うが、牛小屋での飼育方法や、牧草の栽培方法といった飼育技術研修を受ける。貸付られる家畜に限らず、実施村全体でワクチン接種の活動も行う。設置村では、村の規模にもよるが5家族程度への貸し出しから始め、将来的には希望する全ての家族が貸付を受けられることを目指す。設置の必要性の高さと適性（放牧地等の地形的条件など）を鑑みながら、1年目、2年目で13村のうち各2村程度計4村で設置し、3年目はフォローアップを行う。なお、家畜の購入資金は自己資金とする。

(ア一⑤) 深井戸、浅井戸掘削

不衛生な水の飲用・使用による下痢などは、食料から得た栄養を失わせるため、郡保健事務所と連携して井戸掘削を支援する。まず調査を行い、家族数に対して井戸の足りない村について支援を行うが、持続性の観点から維持管理の容易な浅井戸掘削を優先し、岩盤がある場合は深井戸を掘削する。浅井戸についてはセメントリングの作成方法の研修を行い、プラットフォームや屋根の設置など全ての作業を村人が行う。深井戸の支援では業者を用いるが、周辺の柵等は村人が設置する。また、深井戸の場合は修理用の基金の事前に徴収した村のみ支援する。1年目に7村、2年目に6村と13村全村で調査を行い、必要に応じて掘削、修理研修を行い、3年目はフォローアップと修理研修に注力する。浅井戸1基につき25家族、深井戸大1基につき25家族、深井戸小1基につき15家族程度が利用するものと見込む。

(イ) 「村人の食料確保の中心ともなり、下支えもする自然資源を守る森林保全活動」

(イ一①) PLUP（参加型土地利用計画）実施支援

PLUP (Participatory Land Use Planning : 参加型土地利用計画) とは、土地や森林を村人の参加のもと村人の利用状況に応じて保護林、保全林、利用林、精霊林などに区分し、行政に登録して利用・管理する政府の森林政策であり、登録後はこれに基づいて土地森林を利用していくこととなる。行政の能力・人手の不足もあり、産業植林等の事業が保護林などの不適切な場所で行われる事例が発生しているが、適切な土地利用がなされるよう、村人と行政官によるPLUPの実施を支援する。PLUPの実施を通じて、村の土地利用の現状を当該郡当局と共有するとともに、最新の土地森林政策を周知する。境界線の設置から始まる非常に時間のかかる活動なので、特に必要と思われる村を選定して実施する。実施に際しては農林省系、環境自然資源省系の各行政機関と連携し、最新の土地政策に関する行政への研修も行う。また、PLUP実施後も継続的に土地利用状況をモニタリングできるよう、行政官への衛星を利用したモニタリングの技術研修なども行う。30村のうち、1年目に4村、2年目に3村で着手したのち、3年目にはこれらを完了させた後村人とともに振り返

	<p>りを行い、特に PLUP が村人の伝統的な土地利用を適切に反映した有用なものになっているか検証し、改善が必要であれば、関係者に提言していく。</p> <p>(イー②) 意識啓発ドラマワークショップ／法律研修 不適切な土地収用は、村人が自らの持つ権利を認識していないことにつけこまれる形で発生する。村人が土地収用の際に意思を表明できるよう、読み書きの得意でない村人にもわかり易いドラマ上演で村人の意識啓発を行う。さらに少数民族の村では少数民族語で実施するため、上演チームは対象郡であるピン郡の学生で形成する。ドラマ上演台本は県情報文化局と調整する。1 年目は特に上演チームへの研修に注力し、2 年目には台本の刷新を行い、3 年間の間に、30 村のうち特に土地収用の危機に晒される可能性が高い村 20 村に対して複数回研修を行う。</p> <p>また、ラオス森林法には、村人の権利に関する言及もあるが、村人、郡行政官ともに周知不足のため、法律研修を行う。法律研修の内容は土地森林活動に関わる NGO のネットワークとともに自然資源環境省と調整し、研修実施では県法務局の認可を受け、ラオス国立大学と協働する。法律研修では、村のリーダー層を担当者として選定し、関心のある全ての人々を対象としつつ、特に彼らの人材育成に努める。1 年目には法律研修を行う他の NGO と交流してアプローチを再考し、3 年間の間に、30 村のうち特に土地収用の危機に晒される可能性が高い村 20 村に対して複数回研修を行う。</p> <p>(イー③) 自然資源管理 村人や行政との話し合いを通して、共有林や魚保護地区（禁漁区）の設置といった村人主体の小規模自然資源管理システム作りを支援していく。魚保護区（禁漁区）、共有林（保護林）、茸などの村にとって重要な資源の管理地区（乱獲禁止地区）といったものが想定されるが、全て郡行政に登録し、看板を設置する。また、特に河川（魚保護区）だが、近隣村にも管理システムを周知することで有効性を確保していく。管理システムの必要性を見極めながら、30 村のうち1 年目に 4 村、2 年目に 3 村の特に必要と思われる計 7 村程度で着手し、3 年目までに完了させてフォローアップを行う。</p>
<p>(4) 持続発展性</p>	<p>当事業はサワナケート県農林局、及び郡農林事務所との共同実施であり、またその他多くの関係行政機関と協働する。事業終了後は県・郡行政が技術面や投入に関してフォローアップを行い、住民をサポートしていくと共に、フォローアップのために必要な機材の維持管理も行う。これまでも両郡の行政官への能力開発、技術移転を行い、両郡に SRI 担当官が設置されるなど、持続発展性の確保のため連携しており、今後もこれを深めていく。同時に当事業は住民への直接のインプットの部分も大きく、事業終了後は主な活動はそれぞれの住民に引き継がれ、彼らによって実施される。これまで活動を行う際には、村長を中心としたすでにある村の組織を必ず巻き込むようにし、活動の持続性についても配慮している。特に、米銀行や水環境の整備など村全体の取り組みとなる活動には委員会組織を作るなど、責任体制をつくり、事業完了後も維持管理していけるようにしており、本事業においても先行事例に学びながら事業終了後の住民自身による活動の継続、発展を確保していく。</p>
<p>(5) 期待される成果と成果を測る指標</p>	<p>1. 村人から村人への学びを軸に、村人発信の技術を中心に広範に農業技術が普及する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 村以上で、各村 2 名が稲作技術改善を実践する

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で SRI 研修実施可能なモデル農家が、各郡に 3 名ずついる ・ これまでの経験をもとに、村人に実践しやすい稲作技術改善や実践者の感想等をまとめたリーフレットが作成される ・ 8 村でラタン栽培実践者が出る ・ ラタン栽培実践者の 8 割が苗の発芽を成功させ、森林等に移植する／販売に成功する <ol style="list-style-type: none"> 2. 米銀行が設置され、米不足問題が緩和される <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 村で米銀行が設置され、運営されている ・ 経験の集大成としての、米銀行運営マニュアルが作成される ・ 農繁期（6-8 月）に米不足のあった家族の 50%以上の米不足が緩和される 3. 家畜銀行が設置され、村人の不測のリスクが緩和される <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 村で家畜銀行が、設置され、運営されている ・ 家畜の貸付をうけた家族の 80%が家畜の適切な飼育管理について理解する 4. 持続的に衛生的な飲料水を確保する体制がある <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 村で全家族が衛生的な水へのアクセスがある ・ JVC が建設を支援した井戸の 80%が、プロジェクト終了時に使用されている ・ 単独で井戸修理研修実施可能なモデル修理ボランティアが各郡に 3 名ずついる 5. 村人の土地森林に関する権利が、PLUP の実施を通じて強化される <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 村で PLUP が完了し、境界線と森林区分が確定し、村と郡によって登録される ・ PLUP が実施された村の村人が PLUP 実施の目的を理解している ・ PLUP の実施に関与した郡の行政官が PLUP における参加型手法について理解している 6. 村人が、彼らの土地、森林、自然資源を守るのに役に立つ知識を増す <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 村で意識啓発ドラマと法律研修が実施される ・ 意識啓発ドラマが村人自らの参加によって実施される ・ 意識啓発ドラマおよび法律研修が実施された村において、50%の村のリーダー層と、研修参加の村人の 30%が、共有林の概念と土地の権利を認識し、75%の森林ボランティアが、土地森林の法律・政策のうち村人の権利に関わる重要部分を理解する 7. コミュニティー主体の自然資源管理が持続可能な形で実践されている <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然資源をよく活用している村のうち 8 村で、魚保護地区、共有林などのコミュニティーによる小規模自然資源管理のシステムが設置される ・ 設置された自然資源管理システムが法的に認識されている ・ 設置された自然資源管理システムの規則などが広く村人に周知され、適切に運営管理されている
--	--